

様式第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

湯沢町農業委員長 様 地域振興局受付

<譲受人> <譲渡人>

住所 湯沢町大字土樽×××番地× 住所 湯沢町大字神立××番×地×

(名称及び代表者氏名)

氏名 湯 沢 太 郎 氏名 魚 沼 花 子

(名称及び代表者氏名)

下記農地(採草放牧地)について

所有権(売買・交換・贈与)
 賃借権
 使用貸借による権利
 その他使用収益権()

を

移転
 設定

【期間は許可の日から5年間】

農業委員会受付

令和 年 月 日

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名(名称)	年齢	職業	住所	国籍等	
					在留資格等	
譲受人	湯 沢 太 郎	50	農業	湯沢町大字土樽××番地		
譲渡人	魚 沼 花 子	65	農業	湯沢町大字神立××番×地		

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	都市計画法及び農 業振興地域の整備 に関する法律によ る地域	所有者の氏名 又は名称 【現所有者が登記 簿と異なる場合】	所有権以外の使用収 益権が設定されてい る場合		対価、賃料等 の金額(円) 【該当する内容に○を付 してください】
	登記簿	現況				権利の 種 類	権利者の氏 名又は名称	
湯沢町大字土樽 ×××番地× ×××番地× ×××番地×	田	田	1,000	都市計画区域 ○内・外 農用地 ○内・外	魚沼花子 ()	なし	なし	18,000 /10 a

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

譲受人: 農業経営規模の拡大のため

譲渡人: 耕作できないため

契約内容: 賃貸借(××年間、令和××年×月×日から令和××年×年×日まで)

湯農委第 号

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

湯沢町農業委員長

印

(記載要領)

- 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地	自作地	① 15,000	10,000	5,000	②
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	借入地	③ 35,000	35,000		④
	貸付地				
	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
	非耕作地				

(記載要領)

- 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は用地区の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「貸借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積【**詳しい面積は農業委員会に照会して記入ください**】

【 今回権利を取得しようとする面積も含む 】	田	畑		樹園地		採草放牧地
作付（予定）作物	水稻	野菜				
権利取得後の面積 (㎡)	45,000	5,000				

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	耕運機	トラクター	田植機 (4条植)	コンバイン (4条刈)			
		保有しているもの	所有		50ps1台	1台	1台	
導入予定のもの	所有							
	リース			1台				
(導入予定の機械の資金繰りについて)		●●農協から借入						

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについて記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計 (1-1の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = <u>50,000</u> (m ²)	(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計 (1-1の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = _____ (m ²)
---	---

<農地法第3条第2項第6号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

6 転貸が認められる場合への該当有無 (以下の該当するものに○を付してください。)

有	<input checked="" type="radio"/> 無
---	------------------------------------

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

支障の有無 ⇒

有	<input checked="" type="radio"/> 無
---	------------------------------------

(いずれかを○で囲む。)

「有」の場合はその具体的な内容を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

ここから先のページは、法人等や申請筆が多く「別紙」を使用する人に応じて使ってください。

譲受人が、次のいずれかに該当する場合は、以下Ⅱを記載してください。

- ①農業生産法人以外の法人
- ②譲受人又はその世帯員等が農作業に常時従事しない

それ以外の者は、Ⅱの記載は不要です。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

<農地法第3条第3項第1号関係>

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに○を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

確約します。 確約できません。

（留意事項）

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

9 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

<農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況

氏名	役職名	右記のうち、左記の者が当該事業に 参画・関与している期間			その法人が農業を行う期間 (労務管理や市場開拓等も含む。)
		直近	年	か月	
		直近	年	か月	年 _____ か月
		見込み	年	か月	
		直近	年	か月	
		見込み	年	か月	
		直近	年	か月	
		見込み	年	か月	

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに○を記入し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

○を記入		Ⅰの記載事項（記載必要の場合は○）							
		1-1	1-2	2	3	4	5	6	7
	取得しようとする権利が地上権（民法269条の2第1項の権利）若しくはこれと内容を同じくするその他の権利 ※ 周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を以下に記載。								
	・農業協同組合及び農業協同組合連合会が、農業協同組合法第10条第2項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合 ・農業協同組合及び農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借権又は賃借権を取得しようとする場合								
	権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 ※ 景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。								
	権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合	○			○	○		○	○
	地方公共団体（都道府県及び地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合	○			○	○		○	○
	教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合	○			○	○		○	○
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合	○			○	○		○	○
	農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行う者ものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合（注）	○		○	○	○		○	○
	森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合（注）	○		○	○	○		○	○
	乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合（注）	○		○	○	○		○	○
	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合	○		○	○	○		○	○

(注) 以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限る。これを満たしていることを証する書面を添付すること
 ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

(事業・計画の内容)

